

第2章 地震災害予防計画

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及計画

一般対策編第2章第9節「防災思想の普及計画」を準用する。

第2節 自主防災組織の育成と強化

関	係	機	関
総	務	課	
消	防	団	

一般対策編第2章第11節「自主防災組織の育成と強化」に定めるところによるものとするが、特に大規模な地震が発生した場合の住民、地域、事業所の活動及び各機関との連携について、次のとおり定める。

1 住民の自主防災活動の促進

住民の一人ひとりが「自らの命は自らで守る」という意識のもとに、平時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、自主防災思想の普及、徹底を図るとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

住 民 の 活 動

平 常 時 の 活 動	地	災 害 時 の 活 動	⇒	避 難 後 の 活 動
-------------	---	-------------	---	-------------

<ol style="list-style-type: none"> 1 家族防災会議の開催 2 食糧、身の回り品等の3日分相当（できれば7日分相当）の家庭内備蓄 3 わが家の安全点検の実施 4 住居周辺の災害特性の把握 5 家具転倒防止、消火器の設置等災害時の安全措置 6 避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化 7 地域として必要な行動の事前確認 	震 発 生 ⇒	<ol style="list-style-type: none"> 1 身の回りの安全の確保 2 火元の始末（出火防止） 3 消火、救出作業 4 正しい情報の収集 5 避難活動 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難生活への対応 2 自立へ向けた行動
---	------------------	--	--

2 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時には、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として「みんなの地域はみんなで守る」を合言葉に、災害対策に協力できる体制を整えるものとする。

事 業 所 の 活 動

平常時の活動		災害時の活動		職場機能の回復
<ol style="list-style-type: none"> 1 防災計画の策定 2 重要書類、データの保存対策の実施 3 情報連絡の複数ルート確保 4 自衛消防隊の充実・強化 5 資機材の整備 6 町、地域との協働計画の検討 	地 震 発 生 ⇒	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の手当、初期消火の実施 2 災害対策本部の設置 3 地域との協働（消火・救出作業、避難場所としての提供） 4 社員の安否確認 5 救援物資の調達 	⇒	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難場所への移動に伴う町との連携 2 業務の再開

3 地域の自主活動の促進

一般対策編によるものとする。

4 自主防災資機材の整備

町は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

5 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

第3節 ボランティア対策

一般対策編第2章第16節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第2項 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

関	係	機	関
全			課

第1節 防災体制の確立

前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発する地震に対して、即座に対応し得る体制の構築を図る。町は、平常時から県等関係機関や、企業との間で協定の締結や連絡手段の確保など連携強化を進め、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

1 本町における防災組織

本町における防災組織は、次のとおりである。

(1) 池田町防災会議

一般対策編第1章第3節「防災に関する組織 1 町防災会議」に定めるとおりとする。

(2) 池田町災害対策本部

町本部の組織及びその事務分掌は、一般対策編第1章第7節「災害対策本部の組織」に定めるとおりとし、地震発生時の活動体制については、本編第3章第1項第1節「防災活動体制の整備計画」に定めるとおりとする。

(3) 自主防災組織

本町における自主防災組織の整備、育成、マニュアルの作成等に関する計画は、一般対策編第2章第11節「自主防災組織の育成と強化」に定めるとおりとする。

2 防災活動拠点の整備

町は、災害対策本部設置予定場所である町役場庁舎の整備充実に努めるものとする。

また、町本部、物資の集積配分拠点、ヘリポート、避難所等を結ぶ道路を緊急輸送道路として、業者に啓開を依頼するなど、効果的な応急対策活動の実施計画を策定する。

第2節 広域的な応援体制の確立

一般対策編第2章第17節「広域的な応援体制の確立」を準用する。

第3節 情報体制の確立

関	係	機	関
総	務	課	

一般対策編第2章第13節「情報体制の確立」に定めるところによるものとするが、地震が発生した場合には、一般対策編に掲げたもののほか、以下の情報体制の活用を図るものとする。

1 緊急地震速報

最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域の名前を強い揺れが来る前に気象庁が発表する情報である。

町は、受信した緊急地震速報を、町防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等により住民等への提供に努めるものとする。

2 情報収集・連絡システムの高度化

町および県は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

第4節 医療救護体制の整備

一般対策編第2章第18節「医療救護体制の整備」を準用する。

第5節 緊急輸送網の整備

関	係	機	関
全			課

大規模震災時には、緊急輸送ルート確保を早期に図るため、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化し、早期復旧が可能な耐震化を図るものとする。

1 緊急輸送道路の指定

県は、緊急輸送道路を、次のとおり指定している。

- (1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。
 - ア 第1次緊急輸送道路…県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
 - イ 第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路と地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
 - ウ 第3次緊急輸送道路…第1次・第2次緊急輸送道路と地区防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

2 町における措置

県においては、国道417号、主要地方道岐阜関ヶ原線等が第2次緊急輸送道路に指定されている。

町においては、県指定緊急輸送道路と町内防災拠点（ヘリポート等）、避難所、医療施設等を接続する道路の啓開を速やかに図れるように業者との連携等、体制の整備に努める。

3 集積配分拠点及び地域内輸送拠点施設の設置

地震発生時における集積配分拠点及び地域内輸送拠点は資料編のとおりである。

4 緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

5 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

6 緊急輸送道路への電柱の新設禁止

地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めないよう努めるものとする。

第6節 防災訓練計画

一般対策編第2章第10節「防災訓練計画」を準用する。

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策計画

一般対策編第2章第14節「避難対策計画」を準用する。

第2節 食糧、飲料水、生活必需品の確保

関	係	機	関
全			課

一般対策編第2章第12節「災害対策物資備蓄等の計画」に定めるところによるものとするが、大地震の際は大きな混乱を招くおそれがあり、長期にわたり避難生活が余儀なくされる事態も予測される。このため、災害発生後3日分（推奨1週間分）の生活に必要な食糧・生活必需品等の備蓄を住民に広報するとともに、速やかな調達が行えるように関係団体等との協定締結を図るものとする。

また、り災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

第3節 防疫予防対策

一般対策編第3章第11節「防疫計画」を準用する。

第4節 要配慮者・避難行動要支援者対策計画

一般対策編第2章第15節「要配慮者・避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第4項 地震に強いまちづくり

第1節 まちの不燃化・耐震化

関	係	機	関
全			課

「地震に強いまちづくり」を推進するためには、町で行う事業に加え、住民自身が行う対策を合わせ実行することが重要であり、町、住民は生命の安全の確保を第一としつつそれぞれ次の対策の実施に努めるものとする。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町は、災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設の耐震性を確保するため、次の施設の耐震化を推進する。また、緊急輸送道路沿道建築物等について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に耐震化を実施する。

応 急 対 策 活 動 拠 点

災害対策本部設置場所	_____	役場庁舎
防災ヘリコプター緊急離着陸場	_____	資料編に掲載のとおり
避難所	_____	資料編に掲載のとおり

2 一般建築物の耐震性強化

(1) 広報の実施

学校、医療機関、観光施設等多数の住民が集合する建築物においては、落下物の防止を含む耐震性の確保について指導、広報を行う。

(2) 耐震化についての啓発強化

木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設

地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、被災建築物応急危険度判定士認定制度を有効に活用する。また、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

4 建築物不燃化の促進

町は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、簡易耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

5 道路施設等の整備

町は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図るものとする。

ア 道路の整備

道路防災点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。

また、電気、電話、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために、共同溝、電線共同溝の整備推進を図る。

さらに、住宅密集地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは、道路空間が有する延焼遮断機能について考慮し、新設改良計画を立てるものとする。

イ 橋梁の整備

道路防災点検に基づき（「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により）、緊急性の高い橋梁について順次耐震補強を実施する。

6 河川等の整備

(1) 河川施設の安全性の確保

地震災害時における河川、樋門等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所については、整備を図る。

(2) 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

(3) 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

7 防災空間の確保

(1) 緑の基本計画の策定

町は都市緑地保全法に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。

緑の基本計画中に定めることとされる防災システムの指針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地震災害時における安全性の確保のための緑地の配置② コンビナート、騒音、振動等の発生源等の周辺への緩衝緑地の配置③ 災害発生のおそれのある地区の取り込み等 |
|---|

(2) 緑地保全地区の指定

町は、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

(3) 都市公園の整備

町は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

8 市街地の防災対策

(1) 市街地再開発の推進

町は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について次の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

(2) 住環境整備事業の推進

町は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

(3) 土地区画整理事業

町は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

9 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

(1) 研修機会の拡充

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

10 その他の安全対策

町及び施設管理者は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。

第2節 火災予防計画

関 係 機 関
総 務 課
大垣消防組合
消 防 団

火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

1 火災予防の指導強化

一般対策編第2章第6節「火災予防計画」を準用する。

2 消防力の整備強化

一般対策編第2章第6節「火災予防計画」を準用する。

3 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

a 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備

b 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

c 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第3節 危険物等災害予防計画

一般対策編第2章第7節「危険物等災害予防計画」を準用する。

第4節 災害危険区域の防災事業の推進

一般対策編第2章「災害予防計画」を準用する。

第5節 温泉施設の予防計画

一般対策編第2章第19節「温泉施設の予防計画」を準用する。

第6節 ライフライン施設の整備

関	係	機	関
総	務	課	
水	道	課	

施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

1 水道施設

町は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

- (1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- (2) 浄水場施設等の耐震化等
 - ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化
 - イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進＝貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置
- (3) 管路施設の整備
 - ア 導・送・配水管路の耐震性の強化＝老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用
 - イ 配水系統の相互連絡＝2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備
- (4) 電力設備の確保＝水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備
- (5) 緊急時給水拠点の設定
緊急時に応急給水を行う場所を予め設定する。
- (6) 資機材の備蓄等
 - ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
 - イ 応急給水用器材の備蓄＝給水タンク等の整備
- (7) 広域的相互応援体制の整備
「岐阜県水道災害相互応援協定」及び「東海4県水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備する。

2 下水道施設

町内の下水道施設については、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 施設設備の耐震・液状化対策等
 - ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策
 - イ その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機

能の確保を図り、また補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備

ウ 緊急用として管渠及び処理場にバイパス等の整備

エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備

オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備

(2) 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯水池の沈殿池への転用）

(3) 施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討

(4) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備

(5) 下水道台帳の整備

(6) 他都市の下水道管理者及び関係機関との支援の方法、資機材の確保方法等の体制の確立

(7) 中部ブロック災害応援体制の整備

「災害応援に関する協定」及び応援資材・機器の保有状況を把握する。

3 電気・電力施設

電力事業者は、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行う。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

ア 復旧用資材

イ 各種工具

ウ 無線

エ 車両・船艇

オ 高圧発電機車

(3) 要員の確保

ア 緊急連絡体制の整備（自動参集基準の策定）

イ 交通途絶時の出動体制の確立

ウ 関連会社との連絡体制の確立（対策要員の再確認と連絡体制の整備）

(4) 被害状況収集体制の整備

ア ヘリコプター緊急出動体制（緊急出動体制の整備）

イ 衛星通信回線の導入（移動無線、加入電話等に加え、衛星通信回線を確保）

(5) 一般向け防災啓発活動、二次災害防止啓発活動の実施

4 鉄道施設

鉄道事業者は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行う。

(1) 施設、設備の耐震性の確保

ア 耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検

- (ア) 橋梁の維持、補修
- (イ) のり面、土留の維持及び改良強化
- (ウ) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (エ) 建物設備の維持、修繕
- (オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置による地震発生時における早期点検体制の確立

ウ 耐震列車防護装置等の整備増強

耐震列車防護装置、落石警報装置、列車指令装置等

(2) 防災資機材の整備点検及び要員の確立

ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備

イ 重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備

5 電話（通信）施設

(1) 電話（通信）事業者

電話（通信）事業者は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。

① 電気通信施設、設備の安全確保

- ア 社屋の耐震化の推進
- イ 社屋内設備の転倒防止の推進
- ウ 電線類の地中化

② 災害対策機器類の配備

- ア 孤立防止用無線電話機
- イ 可搬型移動無線機
- ウ ポータブル通信衛星装置
- エ 非常用デジタル交換装置
- オ 非常用移動電源車
- カ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等

③ 重要通信の確保

- ア 災害時優先電話の確保
- イ 災害用伝言ダイヤルの開設

災害発生時には、固定電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル等」を開設するので、広報紙、役場・避難所等への掲示物等により活用方法を住民に周知させるものとする。

NTTの災害用伝言ダイヤル・171のしくみ

災害用伝言ダイヤル 171	災害用伝言ダイヤルセンター → (全国約50箇所に分散) ←	災害用伝言ダイヤル 171
いざというときには家族の安否・避難先を録音してください。		大災害などで電話が混んでいる時でも安否伝言を聞くことができます。
伝言を録音する方法 ☐ ☑ ☒にダイヤルする。 ▽ (ガイダンスが流れる) 録音の場合☐をプッシュ ▽ (ガイダンスが流れる)		伝言を再生する法 ☐ ☑ ☒にダイヤルする。 ▽ (ガイダンスが流れる) 再生の場合☒をプッシュ ▽ (ガイダンスが流れる)
自宅や被災者の電話番号を市外局番からダイヤル		自宅や被災者の電話番号を市外局番からダイヤル
<ul style="list-style-type: none"> ・伝言蓄積数には限りがある。(1つの電話番号に1~10伝言) ・録音時間は1伝言30秒以内 ・伝言は伝言してから48時間預けることができる。 ・「171」は、一般電話、公衆電話、携帯電話、PHSからも利用できる。 ・海外からは利用できない。 ・利用する場合は通話料金がかかる。 		

(2) 株式会社NTTドコモ東海、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社 (中部総支社)

電気通信事業者等は、(1)の西日本電信電話株式会社に準じて、電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接的被害を受けなかった都市相互の通信が途絶えたり、輻輳したりしないように通信網の整備をさらに促進する。

6 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能 (ライフラインからの自立機能) の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- (2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- (3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備 (業者との協定)
- (6) 各種通信体制の活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- (7) 太陽光発電システム、太陽熱利用・ソーラーシステム等新エネルギーシステムの導入

第7節 地盤の液状化対策

関	係	機	関
総	務	課	
建	設	課	
水	道	課	

1 計画の方針

平野部（特に沖積層が厚く堆積したところ）の地盤は軟弱であることを踏まえ、池田町を震源とした地震はもとより、周辺市町村、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずるものとする。

2 実施内容

(1) 液状化危険度に関する意識啓発

町は、住民への現状の液状化危険度マップの周知を推進するとともに、住民自身が、自宅周辺の過去の土地利用の経過などの把握をするよう勧め、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行うものとする。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行うものとする。

(2) 液状化危険度調査の見直し

町は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努めるものとする。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

町は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

(4) 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、町は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行うものとする。

(5) ライフライン施設等の液状化対策

町は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止の対策を実施することとする。

第8節 大規模停電対策

一般対策編第2章第2.1節「大規模停電対策」を準用する。